

久山町下水道排水設備指定工事店申請(新規・継続)要領

1. 受付期間 令和5年3月1日(水)から令和5年3月14日(火)まで
※土・日を除き8時30分から17時まで(郵送不可)
2. 受付場所 久山町役場 上下水道課
3. 申請手数料
・指定工事店審査手数料 5,000円
・指定工事店証交付手数料 2,000円
4. 申請書類 下水道排水設備指定工事店申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)個人の場合は、住民票(本籍記載分)、経歴書、管理者が指定する財務諸表及び破産手続開始の決定を受けていないこと並びに排水設備工事等の事業を行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができること(精神の機能の障害がある場合)を証する書類
 - (2)法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び管理者が指定する財務諸表並びに代表者に関する住民票(本籍記載分)、経歴書及び破産手続開始の決定を受けていないこと並びに排水設備工事等の事業を行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができること(精神の機能の障害がある場合)を証する書類
 - (3)営業所の平面図及び写真(工事店全体と事務所内部、機械器具資材置場 各1部) 付近見取図(様式第2号)
 - (4)専属責任技術者の名簿(様式第3号)及び雇用関係を証する書類
 - (5)専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
 - (6)工事の施工に必要な設備及び機械、器具を有していることを証する書類
 - (7)使用印鑑届
 - (8)指定給水装置工事事業者証の写し(久山町分)
 - (9)建設業法の許可を受けていることを証明する書類
 - (10)市町村納税証明書
 - (11)排水設備工事経歴書

※新規に登録される場合には、次の保証金がかかります(指定期日までに納付)

○指定団体加入の場合 30万円

○指定団体に未加入の場合 100万円

≪指定団体≫ 久山町排水設備事業協力会

代表者 (有)久山設備工業

井上 貴寛 TEL 092 - 976 - 0573

5. その他 排水設備指定工事店の指定要件については次のとおりです
 - (1)福岡県内に営業所を有し、相当の信用がある者
 - (2)久山町指定給水装置工事事業者の指定を受けている者
 - (3)前号にかかわらず、管理者が同等と認めた者
 - (4)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可(以下「建設業法の許可」という。工事の種類は管工事)を受けている者
 - (5)前号にかかわらず特定の工事を施工させるため、管理者が必要と認めた者
 - (6)責任技術者1名以上専属雇用していること
 - (7)排水設備工事の施工に必要な設備及び機材を有していること
 - (8)その他管理者が必要と認める要件を備えている者

■問い合わせ先

久山町役場上下水道課下水道工務係 TEL 092 - 976 - 1111 FAX 092 - 976 - 2463